

NSC 2008 OKAYAMAチャレンジカップレース  
シリーズ規則付則  
チャレンジカップ2H耐久レース  
車両規則  
(草案)  
TURING CAR / ツーリングカーMクラス

本規則は、2008年JAF国内競技車両規則の規定に従い定められたものである。

## 第1章 共通規定

**第1条** 本競技会に参加する車両は、2008年JAF国内競技車両規則第2章「競技車両の排気音規制」に準じて定められた各クラスの排気音規定値を遵守すること。

**第2条** 本規則によって許されていない全ての変更及び調整仕上げは禁止される。

**第3条** 競技車両を公道で使用することは許されない。

**第4条** 技術委員長が安全でない車両と判断した場合は、その指示に従うものとする。

**第5条** 全てのクラスにおいて競技に使用できる燃料は、岡山国際サーキット内のガソリンスタンドで販売される「出光スーパーゼアス」のみとする。

**第6条** タイヤ本数制限が有る全てのクラスにおいて、競技会開催中の外的要因（パンク等）等やむを得ない理由により競技長の許可を得てタイヤ交換を行った車両は、公式予選で達成された決勝レース・スターティンググリッドを失うものとし、最後尾グリッドからのスタートとなる。複数の車両が該当する場合は公式予選結果を基準に最後尾から配列される。なお、申請は暫定結果発表後30分以内に文書にて競技長に提出すること。

**第7条** 車載カメラは、撮影した映像を個人的に使用する場合に限り許可される。報道・商業行為に使用する場合は、必ず大会主催者への申請を行うこと。違反した場合は、権利金支払い義務が発生する。また、車両に搭載できるビデオカメラは本体とレンズが別体式（CCDレンズ等）のものを強く推奨する。ワンボディータイプは確実、強固に取り付けること。取り付けについては、技術委員の指示に従うこと。

**第8条** すべてのガラス製のレンズ類に飛散防止テープを貼ること。テープは無色透明なものに限る。

**第9条** 窓ガラスへの広告はフロント10cm・リア8cmまでの帯状の広告もしくは防眩措置とし、リヤサイドウィンドーにはドライバー名以外は飛散防止テープを除き貼付することはできない。

## 第2章 TURING CAR / ツーリングカーMクラス車両規定

### 第10条 TURING CAR規定

NSC 2008 OKAYAMAチャレンジカップレースシリーズ規則付則チャレンジカップ2H耐久レース特別規則に定める。

2008年JAF国内競技車両規則第3章「一般規定」、第4章「安全規定」、第5章「量産ツーリングカー（N1）」およびNS

C 2008 OKAYAMAチャレンジカップレース特別車両規則第1章「共通規定」に合致した、通常に日本国内モデルとして生産・販売された自然吸気型エンジンを使用した車両とする。なお、本規定により許されていないすべての変更調整は厳禁される。

1. クラス区分  
クラス1...エンジン気筒容積1400ccを超え1600cc以下の車両  
クラス2...エンジン気筒容積1600ccを超え2000cc以下の車両
2. 車両規定
  1. エンジン  
同一車種の同型式のエンジンであれば年式を問わず交換することが出来る。ただし、交換に伴うエンジン及び車体の改造は出来ないものとする。
    1. 気筒容積  
変更は許されない。
    2. サーマスタット  
自由。
    3. クーリングファンおよびファンシュラウド  
取り外しおよび変更が許される。クーリングファンの変更に伴うファンシュラウドの最小限の変更は許される。
    4. エアークリーナー  
エアフィルターは自由。ただし、エアフィルターボックスは当初のままではなければならない。フィルターボックス前部に位置するボルトあるいはバンド等により装着されたパイプ、ダクトおよびフィルターボックスとキャブレターあるいはスロットルボディー間のホースに補助的に取り付けられている装置（吸気音防止レゾネーター、フローパイガス循環ホース等）を取り外すことができる。ただし、取り外した後の穴は完全に塞がなくてはならない。
    5. オイルフィルター  
自由。ただし、取り付け位置の著しい変更は許されない。
    6. オイルポンプ  
シムおよび油圧の調整機構に限り変更が許される。
    7. キャブレター及びインジェクションシステム  
当初の型式（K-Jetronic等）は保持され、かつ、機能していなければならない。エンジンに供給される燃料の量を調整しているキャブレターの部品もしくは、フューエルインジェクション装置の部品（エレクトリックボックス、インジェクター、コネクター、プレッシャーレギュレーター、エアフロメーター等を含む）は流入する空気の影響がなければ改造または交換することが許される。ただしベンチュリーの直径あるいはスロットル開口部を変更することはできない。
    8. 燃料ポンプ  
安全燃料タンク装着した場合に限り、燃料ポンプを電気式ポンプへの変更が認められもとのポンプは取り除くことが許される。
    9. バルブスプリング  
バルブスプリングは自動車製造者の定めた数と取り付け部を変更することなく取り付けられることを条件に他のものと交換することが出来る。
    10. バルブ及びバルブシート  
バルブガイド、バルブシートは同一型式内に設定されている純正部品への変更が許される。
    11. カムシャフト  
同一型式内に設定されている純正部品への変更は許される。
    12. ピストン及びコンロッド  
ピストン及びコンロッドはバランス調整のみ許されるが、それぞれ1個が未加工品であること。
    13. ヘッドガスカート  
ヘッドガスカートの変更は許される。
    14. オイルパン  
オイルパンの外観変更は許されない。ただし、エンジンオイルの片寄り防止および温度センサー取付のための追加加工は許される。また、エンジンへの取り付けおよび取り付け方法/作動原理を変えなければ、オイルストレナーの位置を変更することは許される。
    15. フライホイール  
同一型式内に設定されている純正部品との変更は許される。

- 16 電気系統  
電氣的に諸装置を調整できる調整装置（ECU等のすべてのコンピューター類のコントローラーを含む）は当初から装着されているものを除き車室内に設置されてはならない。点火装置は装着ブラケットを含み改造は許される。ディストリビューター方式を同時点火方式に変更することは許される。取り付け位置を除き、バッテリーは自由。取り付けブラケット、ボルトの変更も許される。

- 17 吸・排気系統  
吸入、排気マニホールドは国内向けの当初の部品と同一な純正部品との交換は許される。ポート内面に段付き修正を行う場合、取付面より5mmの奥行き範囲に限り、シリンダーヘッド側を含み許される。

- 17-1 吸気系  
取付位置を取付穴の修正によりポート合わせを行うことも許される。インタークーラーのホースの変更は許される。

- 17-2 排気系  
排気マニホールドは防熱処理を施すことは許されるが、確認作業のため全面的に覆うことはできない。ただし排気マニホールド後方の部分は自由とするが、取り外した場合、JAF国内競技車両規則第3章一般規定4.6.1）、4.6.2）に従って処理されなければならない。側方排気は禁止される。

- 18 ウォーターラジエター  
車体取付部の変更がなければ容量及びラジエターキャップ圧力の変更が許される。ホース類の変更は許される。

- 19 エンジンオイルクーラー  
空冷式のオイルクーラーおよび電動オイルポンプの取り付けおよび変更は許される。元のオイルクーラーを取り外すことも許される。ただし、車体外部への取り付けは認められない。

### シャシー

- 1 クラッチ  
取り付けの方法および枚数の変更を行わなければ、クラッチカバー、クラッチディスク、クラッチスプリングの変更は許される。

- 2 トランスミッション、ディファレンシャル  
同一型式内に設定されている純正部品との変更は許される。ポルトオンで取り付けられるシフトレバーのみ変更及び改造が許される。リミテッドスリッパデフは、いかなる改造も伴わずポルトオンでの取付のみが許される。

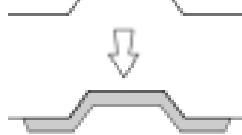
- 3 ホイール・タイヤ
  - 3-1 当該車両公認書または車両型式の国内向けカタログ、仕様書などに記載された以外への径の変更は許されない。ただし、当該車両型式に使用が認められているタイヤサイズのJATMA Y E A R B O O K（タイヤ協会規格）に許容された範囲内におけるリム幅が適用される。直径の異なるホイールは同時に装着できない。
  - 3-2 ホイールの材質は、スチール製以外のものはアルミ合金製としJWLまたはVIAマークの有るものとする。
  - 3-3 使用できるタイヤは競技専用タイヤを含み自由とするが、装着できるタイヤサイズは当該車両型式の国内向けカタログ、仕様書等に記載されているサイズを最大とする。偏平率の変更は許される。
  - 3-4 タイヤ及びホイールは、いかなる場合も車両の他の部分と接触してはならず、かつフェンダーからはみ出してはならない。（ホイールのオフセットは自由。ただし、スペーサーは禁止される。）
  - 3-5 タイヤにはいかなる場合も、リググループを含み一切の加工は禁止される。
  - 3-6 予選・決勝を通して使用できるドライタイヤは、公式車検にてマーキングされた1セット（4本）とする。競技会開催中のタイヤ交換は、外的要因（パンク等）などやむを得ない場合、または天候の急変等により競技長が許可したときに限る。マーキングされたタイヤは交換・組み替えが出来ない。

- 4 ストラップ及びショックアブソーバー  
車体への取付位置と取付方法、数及び作動原理を変えなければ変更は許される。当初から取り付けられている物を除き、シェルケースの別タンクシステムは許されない。走行中に減衰力を変更できるシステムの搭載は許されない。

- 5 ストラットタワーバー  
車体への取り付け位置、取り付け方法および数を変えなければ変更することが許される。ストラットタワーバーが当初から取り付けられていない車両の場合、ストラットタワーバーをストラットアッパー取り付けボルトのみを利用して取り付けすることが許される。
  - 6 スプリング  
車体への取付位置と取付方法、および作動原理、ならびにスプリングの数を変えなければ変更は許される。車高調整式への変更に伴うスプリングシートの変更も許される。
  - 7 スタビライザー及びスタビライザーブッシュ  
スタビライザーは径の変更が許される。また、連結を含み、その取り外しも許される。ただし、可変式スタビライザーへの変更は認められない。スタビライザーが当初から取り付けられていない車両については、同一車両型式に設定されている場合に限り、取り付けが許される。スタビライザーブッシュは形状および寸法の変更がなければ金属を除き他の材質に変更することが許される。スタビライザーの径の変更に伴うブッシュ内径の変更は許される。
  - 8 ブレーキ  
ブレーキシュー、ライニングパッド、ブレーキホースの交換、変更は許される。標準のグリルを使用し、フロントのみフレキシブルダクトによる冷却ダクトの装着が許される。車体の外観形状に変更がなくてはならない。左右のダクトを各々の内径は5.0mm以下1本とする。ディスクブレーキのバックプレートの取り外しは許される。サーボブレーキとの接続をはずすことは出来るが、取り外してはならない。アンチロック装置との接続を外すこと、およびアンチロック装置を取り外すことは許される。また取り外しに伴うパイプに修正及び変更は許される。
  - 9 ステアリングホイール  
ステアリングシャフトの変更または改造を行うことなく取り付けられるステアリングホイールとボスは自由。クイックリリースシステムはその取付方法に関わらず禁止する。ステアリングホイールの上下位置の調整は許される。パワーステアリングのポンプと配管の接続を外すこと及び取り外すことは許される。ステアリングロックは機能を解除しなければならない。当該機能部分以外は変更されてはならない。
  - 10 ペダル類  
安全性、操作性を向上させる目的でペダルパッドを変更することは許される。ペダル剛性向上のため、マスターシリンダーまたはマスターバックに対してのみ、ロッド及びプレートをボディ構造部へ連結するという簡易補強が許され、ストラットタワーバーと一体化することも許される。
  - 11 ラバーマウント及びブッシュ類  
形状及び寸法を変えなければ金属への変更を除き材質及び強度の変更は許される。また、スグリタイプのをソリッドタイプに変更することは許され、ストラットタワーバーと一体化する事も許される。
- .. 車体
- 1 外観、形状  
車体の外観や形状を変更することは許されない。ただし、安全燃料タンク及び漏出防止カップリングの取り付けの為の最小限の付加、切除は許される。アンダーカバーを取り外すことは許される。
  - 2 座席  
ドライビングポジションを改善する目的で運転座席を交換してもよい。シートを交換する場合、シートレールの強度は当初のものと同様以上でなければならず、車体側の取り付け部の変更は許されない。
  - 3 室内ミラー及び室外ミラー  
変更は許されない。
  - 4 窓ガラス  
フロントウィンドーを除く窓ガラスを透明な材質のものと交換してもよいが、取り付け位置、板厚と形状の変更がないことおよび、正常に開閉できることを条件とする。サイドウィンドーに透明なフィルムなどでの飛散防止対策を推奨する。
  - 5 ドア  
防音材を取り外すことは許される。ただし、取り外すことにより、

ドアの形状変更をもたらすものであってはならない。ウェザーストリップ等の保護材は取り除くことは許されない。また、ボルトオンであってもサイドドアビームを取り外してはならない。電気式巻き上げ装置を手動式巻き上げ装置に取り替えることが許され、取り替えの伴う最小限度の改造は許される。

- 6 ライト  
前照灯、尾灯、制動灯、方向指示灯は正常に作動しなければならない。すべてのランプ類は無色透明な飛散防止策を必ず実施すること。
- 7 補強  
車体の補強は、使用される材料が当初の形状に沿い、またそれと接触していれば許される。複合材料による補強は下図のように、その厚さに関係なく、本条項に従って許される。



補強によって標準部品の取り付けに影響がなくてはならない。

- 8 補助的付加物  
必要ならば補助的付加物の取付もしくは取り外しはその配線も含み許される（例えば、マッドガード、アンダーガード、ストーンガード、室内照明、ラジオ、ヒーター、エアコン、モール類、ホーン、リアワイパー、計器類等）。絶縁材を車両の床下、エンジン室、トランク内やホイール格納アーチ部から除去することが許される。シャシー/車体部にあって、ボルトオンで取り付けられている使用していない支持体は、それらが移動あるいは取り除くことが出来ない機械的な部品を支持していない限り、取り外すことが出来る。データーロガーの搭載は認められる。ただし、取付に際しては安全性に十分に留意し、必要最低限の改造で取り付けられなければならない。
- 9 エアジャッキ  
エアジャッキの使用は出来ない。

- .. 配管・他
- 1 配管  
オイルキャッチタンク等の取付に伴う最小限度の変更のみ許される。
- 2 安全燃料タンク  
2008年JAF国内競技車両規則第1編第4章「安全規定」第12条に基づいて安全燃料タンクを取り付けることを強く推奨する。取付に伴う改造・変更は電気式ポンプへの変更及び燃料配管に限り許される。ただし、排気マニホールドの変更、サスペンションの変更がN1規定外、バンパーのステア変更、バンパーのリインフォースメントの改造のいずれかがある場合は、安全燃料タンクの装着は義務づけとなる。
- 3 室内冷却用ダクト  
ドライバー及び室内補機類のための冷却ダクトを設置してもよい。ただし、外観形状の変更を伴うものは許されない。フレキシブルダクトをピラー等に簡易的に固定することなどは、外観形状の変更とはみなされない。

- .. 空力部品（エアロパーツ）
- 1 空力部品の使用  
車両製造者（メーカー）が当初より設定している空力部品（純正部品）および以下の各項に合致した公道走行の許される一般市販のカーアクセサリー部品の新規取り付け、または交換が許される。（2008年JAF国内競技車両規則第4編 付則エア・スポイラの構造基準に適合していること。ただし、3.構造要件3.4）を除く）
- 2 空力部品の種類  
使用可能な空力部品は、フロントエアスポイラー、サイドスカートおよびリアスポイラーの3種類とし、純正部品以外のアンダー

- パネルの取り付けは許されない。
- 3 可変式の部品  
走行中に可動させることのできる如何なる空力部品も使用できない。
- 4 外観形状  
全ての空力部品は、当初の車両全長、全幅、全高（ルーフラインの最高部）を逸脱するものであってはならない。また車両上方より投影された当初の外郭投影形状から逸脱するものであってはならない。但し正しく取り付けられている場合に限り、一般公道での使用に許されている範囲の誤差は認められる。
- 5 灯火類の機能保持  
全ての灯火（前照灯、補助前照灯、方向指示灯、制動灯、後退灯、尾灯）は、当初の機能を保持していなければならない。

- .. 最低車両重量
- 1 クラス1  
可変バルブタイミング機構無しの車両・・・8 0 0 kg  
可変バルブタイミング機構有りの車両・・・8 5 0 kg
- 2 クラス2・・・・・・・・・・・・・・・・・・9 0 0 kg

.. 排気音量 : 1 0 0 dB (A)以下

尚、上記車両規定はシリーズ途中で見直される場合がある。その場合は、少なくとも適用される競技会の参加申込前には告知される。

### 第11条 ツーリングカーMクラス規定

NSC 2008 OKAYAMA チャレンジカップレースシリーズ規則付則 チャレンジカップ2H耐久レース特別規則に定める。

2008年JAF国内競技車両規則第3章「一般規定」、第4章「安全規定」および以下の各項に従うこと。なお、下記項目に含まれない項目については、2008年JAF国内競技車両規則第6章「特殊ツーリングカー（N2）」に準ずる。

1. 安全燃料タンク  
2008年JAF国内競技車両規則第1編第4章「安全規定」第12条に基づいて安全燃料タンクを取り付けることを強く推奨する。取付に伴う改造・変更は電気式ポンプへの変更及び燃料配管に限り許される。  
ただし、排気マニホールドの変更、サスペンションの変更がN1規定外、バンパーのステア変更、バンパーのリインフォースメントの改造のいずれかがある場合は、安全燃料タンクの装着は義務づけとなる。
2. 車両販売当初に装備されている以下の制御機能は使用できる。  
トラクションコントロール  
オートマチックトランスミッション  
アクティブサスペンション  
アンチロックブレーキシステム  
シーケンシャルトランスミッション
3. クラス分け  
排気量によって以下の通りクラス区分される。  
M-1 = 排気量2000ccを超える車両  
M-2 = 排気量1600cc以上2000cc以下  
M-3 = 排気量1600cc以下  
過給気付きエンジンは気筒容積に係数1.7を乗じたものとする。

本規則の解釈について、質疑・混乱が生じた場合各競技会の審査委員会の決定を最終のものとする。